○仙台市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成二六年六月二六日

仙台市条例第三一号

（趣旨）

第一条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十四条第二項及び第四十六条第二項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第二条　法第三十四条第二項の条例で定める特定教育･保育施設の運営に関する基準及び法第四十六条第二項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども･子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（令元、一〇・改正）

附　則

この条例は、市長が定める日から施行する。

（平成二七年三月規則第一九号で、平成二七年四月一日から施行）

附　則（令元、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。